

国（総務省）「定住自立圏構想推進要綱」の一部改正に伴う 「第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン」の一部改正について

「定住自立圏構想推進要綱の一部改正について」（平成28年9月23日総行応第293号総務省地域力創造審議官通知。別添のとおり。）に基づき、下記1のとおり、定住自立圏共生ビジョンに記載する事項が改正（追加）されましたので、本市においても、平成28年度中に、平成27年4月に策定した「第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（平成27年度～平成31年度）」の一部改正を行うものであります。

1 「定住自立圏構想推進要綱」一部改正のポイント

- (1) 定住自立圏共生ビジョンに記載する「定住自立圏の将来像」に、平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した『将来推計人口』と中長期的な将来の人口や高齢化率等の目標を新たに記載する。
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに記載する具体的取組に関して、基本目標と明確な成果指標（KPI）を新たに設定し、進捗管理を行う。

2 「第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン」の一部改正に係る所要の手続

- ① 上記(1)及び(2)の記載内容について、各市町村の人口ビジョンや総務省から提示される成果指標の設定例等を参考に、共生ビジョンに記載する具体的取組に係る本市所管部局や近隣5町村との協議・検討を経て、当該共生ビジョンの改正素案を作成。
- ② 改正素案について、具体的取組に関連する分野の関係者で構成される「北しりべし定住自立圏共生ビジョン懇談会」で協議。【～2月上旬】
- ③ パブリックコメントを実施。改正案を確定。【2月上旬～3月上旬目途】
- ④ 6市町村の首長会議で最終合意。【3月中～下旬目途】
本市において改正を決定。【3月下旬目途】